

表 線量限度の比較

		ICRP 1990 年勧告	放射線障害防止法 (わが国の法律)
職業人	実効線量限度	20 mSv/年 (5 年間の平均), 50 mSv/年	100 mSv/5 年 50 mSv/年
	水晶体の等価線量限度	150 mSv/年	150 mSv/年
	皮膚の等価線量限度	500 mSv/年	500 mSv/年
	妊婦の腹部の等価線量限度	2 mSv/ (妊娠期間中)	2 mSv/ (妊娠期間中) 5 mSv/3 月 (妊娠可能な女子)
	妊婦の放射性物質の摂取限度	1/20×ALI (年摂取限度)	実効線量 1 mSv/妊娠期間中
一般人	実効線量限度	1 mSv/年	事業所等の境界において、実効線量 250 μSv/3 月を満足するよう外部放射線のしゃへい、排気、排水濃度を設定。
	水晶体の等価線量限度	15 mSv/年	
	皮膚の等価線量限度	50 mSv/年	

法令の管理基準は影響が誰にも現れないレベルに定められています。